

令和8年4月15日
原子力安全対策課
(08-05)
<16時00分資料配布>

**美浜発電所の原子炉設置変更許可について
(低レベル放射性廃棄物圧縮処理装置の設置)**

このことについて、関西電力株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

記

関西電力株式会社は、令和7年7月28日、美浜発電所に設置している低レベル放射性廃棄物の処理設備について、既存の溶融設備を撤去し、代替設備として低レベル放射性廃棄物圧縮処理装置（ベイラ）を設置するため、原子力規制委員会に対し、原子炉設置変更許可申請を行った。

この申請に対し、本日、原子力規制委員会から原子炉設置変更許可を受けた。

問い合わせ先（担当：飯尾） 内線 2352・直通 0776(20)0314
--

(参考)

原子炉設置変更許可申請に係る経緯

○低レベル放射性廃棄物圧縮処理装置の設置

令和7年7月28日	関西電力は、原子炉設置変更許可申請書を原子力規制委員会に提出
令和8年2月25日	関西電力は、原子炉設置変更許可申請書の補正書を原子力規制委員会に提出
令和8年3月18日	原子力規制委員会は、当該設置変更許可申請に対する審査の結果を審査書(案)として取りまとめ、原子力委員会、経済産業大臣への意見聴取の実施を決定
令和8年4月15日	原子力規制委員会は、原子力委員会および経済産業大臣への意見聴取の結果を踏まえ、関西電力に対し、原子炉設置変更を許可

美浜発電所の原子炉設置変更許可の概要 (低レベル放射性廃棄物圧縮処理装置の設置)

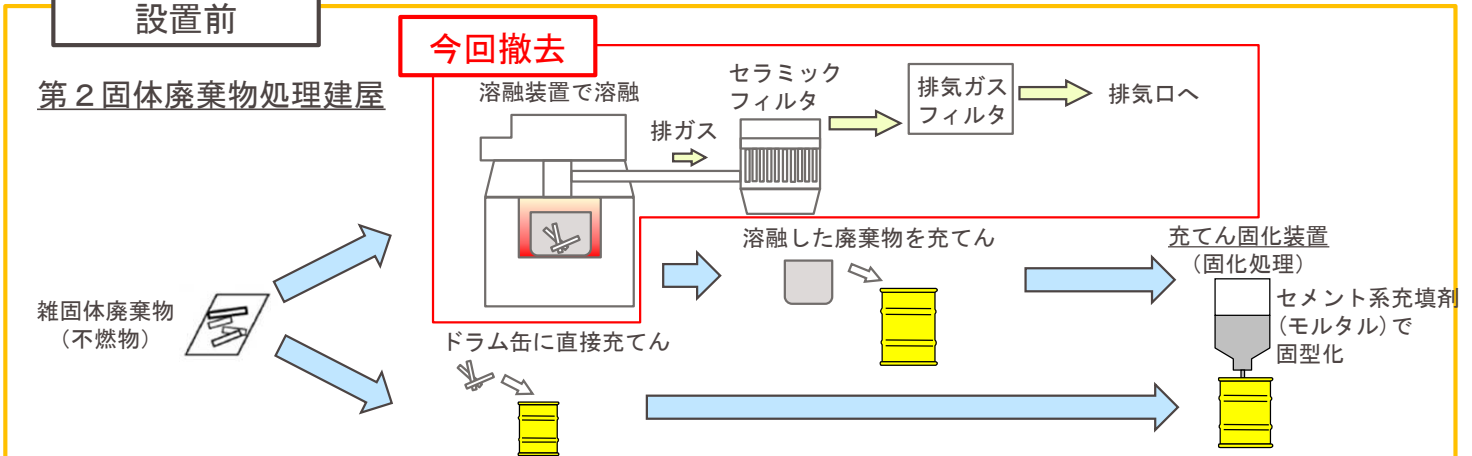
添付資料

目的

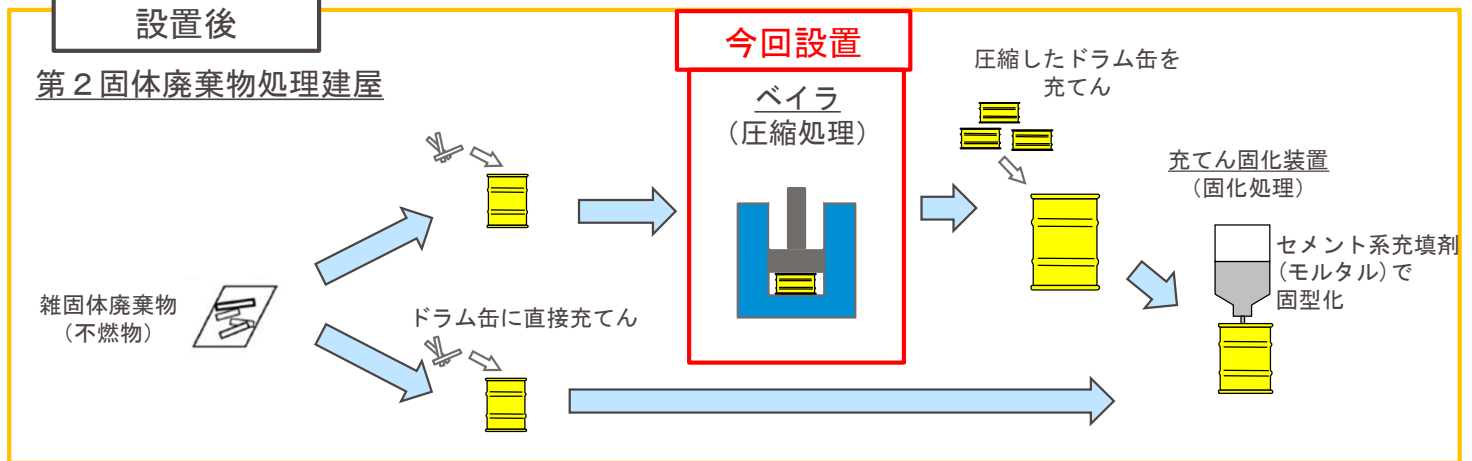
主要部品の製造中止等により、保守管理が困難となることから、既存の溶融設備を撤去し、代替設備として低レベル放射性廃棄物圧縮処理装置（ベイラ）を設置する。

概要

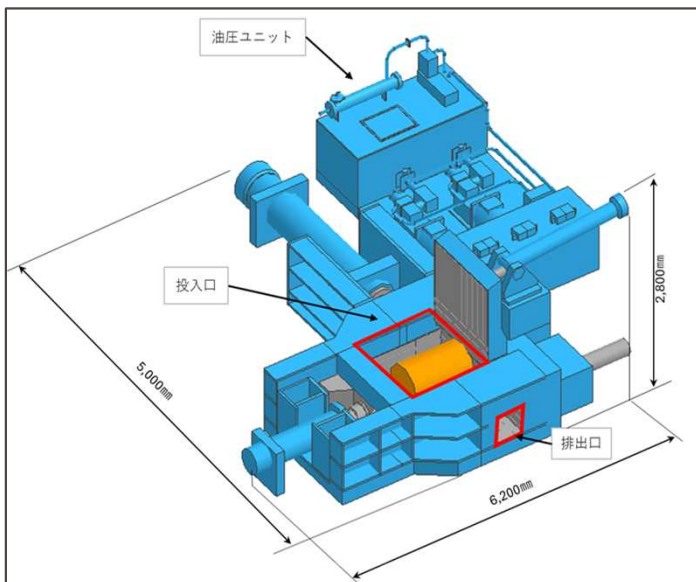
設置前



設置後



<ベイラ概要図>



<設置場所>

